

横浜市内指定居宅介護支援事業所  
指定介護予防支援事業所 管理者 様

横浜市健康福祉局介護事業指導課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議等への  
対応方針について（通知）

日ごろから、横浜市の高齢者福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、各事業所において感染防止対策を徹底していただくようお願いしているところですが、国内において感染経路が特定できない症例が複数発生している等、感染のまん延が懸念されています。

そこで、運営基準において開催が義務付けられているサービス担当者会議等については、新型コロナウイルスの感染拡大の恐れが減少するまでの当面の間、本市としての対応方針を次のとおりとしますので、適切な対応をしていただきますようお願いいたします。

**【サービス利用を断られた利用者への対応】**

発熱等により社会福祉施設等（通所・短期入所等に限り）から利用を断られた利用者については、必要に応じて訪問介護等の提供の検討を行っていただくこととなりますので、そのための情報収集に努めていただきますようご注意ください。

**【サービス担当者会議】**

感染のまん延を防止する観点から、「やむを得ない理由がある場合」に該当するものとして、電話や F A X 等での照会により意見を求めることができるものとします。その場合も、本市条例によりその内容を記録し、5 年間保存することが必要となります。

なお、担当者等を召集して会議を開催する必要がある場合には、参加者には手洗い、マスク着用を呼びかけるなど、感染防止を徹底してください。

**【モニタリング】**

モニタリングの実施については、感染のまん延を防止する観点から、利用者の状況の把握において電話や F A X 等による方法を活用し、その経過や内容を記録しておくことで、基準上のモニタリングを実施した取扱いとします。この場合においても、必要と認める場合には、感染防止を徹底したうえで、利用者の居宅を訪問することも含めた対応をお願いいたします。

担当：健康福祉局介護事業指導課運営支援係  
電話 671-3413、3466  
F A X 550-3615